

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安は全国加重平均 63 円に

8 月 4 日に開催された中央最低賃金審議会において、令和 7 年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申が取りまとめられました。
今月のニュースレターでは、令和 7 年度の地域別最低賃金改定の目安についてご案内いたします。

■ 答申のポイント

令和 7 年 8 月 4 日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われました。

各都道府県の引上げ額の目安については、以下の通りとなります。

- ・A ランク 63 円
- ・B ランク 63 円
- ・C ランク 64 円

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

目安通りに引上げが行われた場合

- 東京 : 1,226 円
- 埼玉 : 1,141 円
- 千葉 : 1,139 円
- 神奈川 : 1,225 円
- 愛知 : 1,140 円
- 大阪 : 1,177 円

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は 63 円（昨年度は 51 円）となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると 6.0%（昨年度は 5.1%）となります。

■ 今から準備を進めておくべきことは

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

参考 URL

厚生労働省「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

◆9月の労務スケジュール

～9/30 8月分社会保険料納付

～9/10 8月分源泉徴収税額住民税額の納付